

## 7. 障害者自立支援法に基づくサービス

### 1) 障害福祉サービス

利用を希望される方の心身の状況や介護者の状況等を総合的に勘案して、サービス利用の可否やサービス量を決定します。

種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇成型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

《障害福祉サービスを利用したときにかかる費用》

サービスの費用をみんなで支えあうため、サービスを利用したら、原則として費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

区分	対象となる人	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得1	町民税非課税世帯で障がいのある方または障がいのある児童の保護者の年収が80万円以下の人	0円
低所得2	町民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	0円
一般1	町民税所得割16万円未満 (障害児の場合は、保護者世帯の町民税所得割額28万円未満)	居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者 9,300円 居宅で生活する障害児 4,600円
一般2	町民税所得割16万円以上 (障がいのある児童の場合は、保護者世帯の市民税所得割額28万円以上)	37,200円

※施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、所得の低い方は負担が軽減されます。

《サービスを受けることができる町内の事業所》

事業所名	サービス名	事業所所在地	電話	設置者
清水友愛の里	施設入所支援 生活介護 短期入所 就労継続支援B型	清水 142 番地 3	76-3298	社会福祉法人あぶた福祉会
デイセンターあすなろ	生活介護 就労継続支援B型	入江 44 番地 1	74-3988	社会福祉法人あぶた福祉会
デイセンターいちばんぼし	生活介護 就労継続支援B型	泉 5 番地 1	76-1240	社会福祉法人あぶた福祉会
地域サポートセンターふれんど	共同生活介護 共同生活援助	入江 44 番地 1	76-5633	社会福祉法人あぶた福祉会
ふる里の丘訪問介護事業所	居宅介護	清水 21 番地 98	76-1303	社会福祉法人幸清会
ヘルパーステーションあじさい	居宅介護 重度訪問介護	高砂町 125 番地 46	76-1011	社会福祉法人北海道社会事業協会

※町外の事業所も利用できます。

《手続き》

希望されるサービスにより手続きが異なりますので、詳しいことは担当にお問合せください。

**【担当】 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001**